

# 告示

## 埼玉県告示第千三百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
介護老人保健施設 せんもくせい庄和	春日部市上金崎二八	医療法人社団 庄和会	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	平成三十年九月一日
ヘルパーズステーション 大笑	羽生市下新田三九―四	広島電子工業株式会社	訪問介護	平成三十年一月一日
医療法人 鶴松整形会	坂戸市厚川一四―一〇	医療法人 鶴松会	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	平成三十年九月一日
医療法人社団 緑悠会 みつば歯科エムズタウン 幸手	幸手市上高野八―二エムズタウン 幸手南館	医療法人社団 緑悠会	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成三十年九月一日

アクト薬局	
四四一 鴻巣市愛の町	
堂 有限会社やまと	
介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
平成三十年四月一日	